

相続税の修正申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

この申告書は黒ボールペンで記入してください。

第1表 (平成27年分以降用)

フリガナ		各人の合計			財産を取得した人			
(被相続人)								
氏名					〒			
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)			
住所 (電話番号)					(- -)			
被相続人の職業								
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※整理番号		□□□□□□□□			□□□□□□□□			
区分		① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	円	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)							
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)							
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)							
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)							
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥ A	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦ B (人)	B (人)	(人)	左の欄には、第2表の②欄の②の人数及び③の金額を記入します。			
	相続税の総額	⑧	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑨	1.00	1.00				
	農地等納税猶予を受ける場合	⑩	円	円	円	円	円	
	相続税額の2割加算が行われる場合 (第4表1⑥)	⑪	円	円	円	円	円	
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑫					
		配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬					
		未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭					
		障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮					
		相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯					
		外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰					
		計	⑱					
	差引税額 (⑱+⑲-⑳)又は(㉑+㉒-㉓) (赤字のときは0)	⑲						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑨)	⑳	00	00	00	00	00	
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑						
小計 (⑲-⑳-㉑) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒							
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉓	00	00	00	00	00		
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉔	00	00	00	00	00		
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉕	00	00	00	00	00		
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖	00	00	00	00	00		
申告納税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉗	00	00	00	00	00		
申告期限までに納付すべき税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖) 還付される額	㉘	△	△		△			

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑨) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄
年分 年 月 日
名簿番号
検算印

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑧

□税理士法第30条の書面提出有 □税理士法第33条の2の書面提出有

※税務署整理欄
通 信 日 付 印
年 月 日
・
・
〔確認者印〕
集計票
〔徴収カード〕